

## 監査請求意見書

2018年10月5日

兵庫県議会 御中

代理人 弁護士 植田勝博

「 」(追加)は意見陳述で述べなかった内容の追加です。

- 1 本件、住民監査請求を致しました監査請求人代理人植田です。  
陳述を致します。

### 第1 兵庫県愛護センターの犬猫の殺処分実情

#### 1 譲渡適性無し

兵庫県センターは、「譲渡適性の無い犬猫は里親探ししないで殺処分(即日殺処分を含む)する」と説明します。

兵庫県センターの説明をしている「譲渡適性の無い犬猫」とは実際には次の内容で殺処分を行うと説明しています。

譲渡適性診断テスト(性格1～3次、健康審査)のひとつでも「否」があると譲渡適性無しと断定。血液検査 犬 フィラリア陽性 猫 エイズ 陽性どちらもそれのみで「否」です。

それ以前、推定8歳以上であることだけで 適性無し

犬は吠えるだけでも 適性無し

犬 中型犬でも約15kg以上であると 適性無し

これらが譲渡適性がないとすることは間違っている。

社会から見れば当然、生かされるべき通常の犬猫です。

兵庫県は、「誰にでも飼える犬猫でないと里親募集をしない」と説明をしますがそのような生き物はいません。誤っている。

飼い主は複数要りません。「誰にでも飼える」必要性は認められない。譲渡希望者があれば足ります。譲渡希望者に飼える能力、経済力などがあるか否を審査するこ

とによって里親を決めることで、誰にでも飼える必要はない。

県センターより当方に来た犬猫計5頭（2017.9.1～2018.8.30）は全て、上記のいずれかに少なくとも一つは引っかかり、譲渡適性無しとされ、里親探しされなかった犬猫です。犬2頭は当方で家庭犬として室内で終生飼養中であり「譲渡適性無し」と断定されたことは誤りです。

その殺処分の判定基準、里親募集しない基準が上記です。

普通の犬猫がセンターでは殺され、「譲渡適性あり」とされ里親募集（啓発譲渡）される犬猫は殆どいません。兵庫県の「譲渡適性あり」は現実にはないからです。殺処分をするための方便でしかありません。

## 2 遺棄犬猫について

飼い主に捨てられた遺棄犯罪の結果、収容された犬猫も多数です。

県センターの姿勢は三木支所の一部例外を除いては、センターの直拾得動物があっても警察に通報しない。警察に情報が一切無い状態、警察が遺棄捜査できない状態にしている。警察経由であっても、証拠動物をセンター収容後、短期間で殺処分するなど、遺棄捜査を全く必要とせず、遺棄の被害に遭った動物だけを殺すことで、犯罪を犯した人間へのペナルティが無いことに対し、何の行動も起こさず、何事も無かったことにして済ませています。

## 3 ヤミの中での殺処分

センターでは、飼い主不明であってもホームページに所有者への公示の無い犬猫や飼い主が持ち込んだため、所有者への公示の無い犬猫が収容されます。

これらは、当方が譲り受けたような道さえありません。

上記判定基準で「譲渡適性無」とされ、里親探しされることなく、ヤミの中で殺され、それら等合わせて年間1,324頭もの殺処分数（2017年度）です。

同じく譲渡適性の無い犬猫をやむを得ず殺処分しているとの奈良市動物愛護センターは殺処分数犬猫合わせ年間3頭にまで減らしたとのこと。

神奈川県動物愛護センターでは、前回（2012年）動愛法改正以降、犬殺処分数5年間0、猫4年間0です。

このような兵庫県の殺処分の実体、即ち譲渡適性無しとし、譲渡募集はせず、殺処分をする兵庫県動物愛護センターについて、法律から見ても、犬猫の命からし

でも全く誤っている。これを動物愛護センターの真っ当な業務として国民県民に説明できる人はいるのか？存在しません。

## 第2 兵庫県動物愛護センターの違法、不当

### 1 追加資料について

資料甲5の写真のビーグル犬は、「譲渡します」と言われていたのが、その後(2018年2月)情報公開による調査で2017年9月に殺処分されていたことが分かりました。

この犬の死がまさに兵庫県の法律に違反する、すなわち生かす行政ではない殺す行政であるという兵庫県の象徴的存在です。

甲6は、今年の兵庫県知事選で井戸現職知事が立候補された時に、「兵庫県動物愛護センターにおいてはやむをえないときに殺処分（最大限生かす）」との回答ですが、実態

は異なり、現場では問題のある行政業務がなされています。

甲7は、消費者法ニュース117号に掲載する記事です。第2次監査請求の紹介記事です。今回の件を紹介するについて全体を把握するのに分かり易い資料として提供いたしました。

甲8は、動愛法が平成24年法改正がございました。その時、殺す行政から生かす行政へ、法律もそうですが、付帯決議で殺処分ゼロを目指すべきことが規定された決議です。その中で全国の行政の取組の紹介です。名古屋市の例、奈良市の例、一生懸命に生かす努力をされている。それと対比する兵庫県のセンターは、譲渡募集は基本的にしない。法律に規定する譲渡募集をしない。譲渡をしないから結論的には殺す。

兵庫県は、引取、募集、譲渡の循環をさせる生かすための作業を行わない。ゆえに、結局殺す行政に陥ったまま現在に至っている。

### 2 今回の請求の趣旨は、このビーグル犬は2017年8月21日センター本所に保護（捕獲）され9月8日に殺処分され、この間約20日です。

この犬は人に飼われていた犬であることは明らかです。5日間「所有者探し」というネット公示がされて、譲渡募集なく、結果としては9月8日に殺処分されました。兵庫県は譲渡募集はせず、譲渡意思がない。

実は同時期にもう一匹収容犬で中型犬雑種がおり、監査請求書にも記載しましたがこれは譲渡されました。

ビーグル犬は譲渡適性性格審査1～3次において全て可（合格）でしたが健康審査のフィラリア抗原陽性のみで譲渡適性無しとされました。もう一方の譲渡された中型犬・雑種は、性格、健康（同じくフィラリア抗原陽性）共譲渡適性無し、でした。この犬の譲渡を受けたのが私の家内です。獣医師に見てもらったところ「フィラリアについては陽性反応だったとしても画像検査の結果、フィラリア虫の存在が認めがたく治療の必要はなく、通常の予防薬で足りる。」との説明で、現在も通常予防のみしております。健康であるということと、それから言葉をよく理解して一緒に生活する他の犬との間でも愛犬として生活を共にしています。

うちには他にも県センター龍野支所から受け取った黒のハウンドの犬がおりますが、この犬も譲渡適性無しで殺処分ということでしたが、健康で温和な犬です。

ビーグル犬は、センターの説明では譲渡するということでしたが、2018年2月になって公文書を見たところでは、性格審査第1次、第2次、第3次まで基本的にほとんどA判定です。その中で結果として、なぜ殺してしまったのか、センターの説明では「（一人キャンセルの後は）里親希望者がいなかった」「フィラリア陽性だったので里親募集しなかった」という説明でした。

フィラリア問題というのは、基本的には予防、それから治療、発症しなければ通常の生活ができる病気です。センターは、「フィラリア陽性」は、啓発譲渡（わずかな数の「譲渡募集」の公示の譲渡）ではなく、いわゆる裏譲渡（「所有者探し」のみをして、譲渡適性を欠くとして譲渡募集をしないが、希望者には譲渡する）でセンターからもらい受ける方もあるのは実状です。私の家内が引き取った犬2頭猫3頭も裏譲渡です。

片方で本件犬は、先程のような形で殺されていた。最大の問題はどこにあるのでしょうか？

もらい受人が現れなかったという説明ですが、私の引取中型犬は本所で5日間公示ということでもたまたま知ったので、殺処分は許されないとして見に行き、譲渡してもらった。もう1匹は龍野支所で殺されるとの説明で引き取った。2頭は十分、人と共同生活をしており譲渡適性がある。譲渡適性がないと判断するセンターは明らかに誤っている。性格判定全て合格の素晴らしい犬と評価がでているビーグル犬をなぜ殺さなければいけないのか。全く里親募集せず、「もらい受人が

いなかった」はないでしょう。

動愛法35条4項で、行政は引取業務として所有者探しをする。それから譲渡募集をする。そして犬の命を最大限ながらえさせる。これが2012年法改正、行政の譲渡義務です。兵庫県はこの責任をなぜ果たせないのか、これが最大の問題です。

この犠牲が本件犬である。

法に違反して譲渡募集をしないから、ヤミにあり、希望者はなく、センターとしてはどうするか、結局は殺すしかなくなります。

- 3 兵庫県の特異な例は、先生方もご承知かどうか、第1次監査請求で取り上げ、今、住民訴訟に入っています。引取当日に収容犬猫の60%(一昨年度)、55%(昨年度)(それぞれ本所、全支所平均)が殺処分されている。年間1,000頭余、引取後すぐ殺される。こんな異常なことはありません。即日殺処分を逃れても、その後数日間で、本件犬のように殺されていくのが約2割、1500頭前後くらいが殺される。

最も酷いのは本所と三木支所では昨年度収容犬猫の約70%が即日に殺されている。

兵庫県のどこに人と動物の共生がありますか。これはどう考えてもあり得ない。兵庫県のこのような形の殺処分行政が行われるのが、譲渡募集をしない、この法律違反がまかり通っている。

1年間でどれだけの譲渡募集をしたんですか、多分数十頭です。

兵庫県は譲渡募集の情報発信がなく闇の中で殺処分されていってしまう。これが今の兵庫県のセンターです。

本件犬はたまたま収容情報には出たんだけど、譲渡募集をかけないから殺してしまいました。これが兵庫県の違法性である。

「他の府県も、殺処分はあることを認めるが、兵庫県の即日殺処分の殺す行政の内容を話すと、驚くのが実情です。」(追加)

- 4 先程の中型犬、雑種の私の所へ来た犬に関しては、譲渡に関する書類はこちらに一切ありません。その理由は、譲渡をする兵庫県には譲渡する権限を持っていないということです。

なぜかと言うと所有権の所在というのが所有者不明の場合、基本的には遺失物法に基づいて通常3ヶ月のところ動物の場合は例外的に2週間の遺失物法の公示により、所有者の権利はなくなります。そうすると処分行為としては、警察にせよ、

基本的に第一に拾得者の権利になります。

その後、希望者がなければ適宜処分となります。

この適宜処分とは、動物のことですから動愛法の精神に基づいて行わなければいけない。これは当然のことです。

本来からいくと動愛法35条の引取り動物については、譲渡募集をかけなければいけないが、兵庫県は、前提の所有者の所有権の法的な権利を残したままになっているので動物の権限はない。すなわち遺失物法違反の処分行為です。言ってみれば人の物を勝手に処分する。これは横領です。兵庫県の行為は業務上横領です。

この様な形でセンターに所有権のない、遺失物法違反というものがベースにあるものだから、うちの方には譲渡の書面がなにもありません。来て犬を置いていかれたままです。

一応、職員の方が来て、ここでこの犬は幸せに永続性をもって終生飼養ができるであろうと審査をしている、それは適切なことだと思います。

動愛法の趣旨に沿った形でなにがしかのことがされているが、譲渡の書類がなく、私の方にいる犬はどこから来たのか。「中型犬、雑種の犬には、金属のチェーン首輪が付いたままです。前の飼主の唯一の手掛かりです。」（追加）

しかし、譲渡が全く書類上行われていない、これが行政の処分行為として合法でしょうか。

- 5 結論からは、法律はセンターでは全て無視されている。踏みにじられている。センターは公然と「遺失物法は適用されません」と言う。

ここは日本ですか？ 所有権は憲法29条である。遺失物法によって公示期間完了して所有権が喪失する。これが民法における所有権の中にも規定であるわけです。センターでは、動愛法の譲渡義務、遺失物法も全部無視です。

まさに無法。

もう一つ言いますと、所有権の有無に関わらず、所有があろうがなかろうが、動物に対して、みだりな殺傷、遺棄、虐待、これは警察が犯罪としての検挙、取締りをして動物を保護していきますから、所有者不明の動物は基本的には遺棄犯罪の端緒として、警察への通報等を行わなければならない。

ところがセンターではこれがされていません。そして殆ど殺処分、一部裏譲渡。ということは遺棄罪の証拠隠滅罪です。

所有者不明の動物もみだりに殺傷してはいけない。法律ですからセンターも当

然遵守義務があります。動物の命を守る責任は警察の責務としてある訳です。

これは実は、兵庫県警に突き付けられた問題で、「兵庫県警は遺失物法による処分としてセンターに一部の犬猫を引き渡しているが、そのうちの多くに違反（期日不足）をしているにもかかわらず、センターでは警察から既に遺失物法を満たした犬猫を受け取ったとして、それらには全て『所有者探し』をせずに、更に上記と同じく、譲渡適性無しとし、『里親探し』もせずに殺処分する。即ち、警察とセンターが一体となって違法に殺処分をしている。兵庫県警と兵庫県動物愛護センターは共同して、完全にヤミの中で動物を殺しており、『みだりな殺傷』の犯罪の実体が明らかになっています。」（追加）

少なくとも動物遺棄罪の犯罪の疑いのある証拠を警察による遺棄の捜査前に殺処分している。動物の命の守られない無法で異常な県であることは事実です。

6 兵庫県動物愛護センターは、殺処分センターです。それは、「即日殺処分」と「譲渡募集を行わない」ことによってなっています。ビーグル犬は「譲渡募集義務違反」の法律の違反からスタートして殺処分された違法です。

7 結論は、兵庫県動物愛護センターというのは、どこに動物の愛護と人の権利への思いがありますか。何故、所有者探し県条例により「猫2日公示」「犬5日公示」のみで、まだ収容中でも情報の全てを消し去る。後はヤミ、場所は近隣の保健所でもなければ、警察でもない、不便な遠隔地にあって、「所有者探し」短時間の公示のみで殺処分をする。どこに、所有者へ知らせる行為があるか、動物を生かそうとする意思があるか。所有者へ戻す、動物を生かす意思が全く認められない。

しかも「譲渡募集などしない」。

「センター淡路支所は、請求人岡田実千代氏が同支所に『譲渡先探しのために収容犬を見せて欲しい』と求めたところ、拒否した。」（岡田氏陳述）

動物を生かそうとする意思があるなら、動物への思いがわずかあれば、生かそうとするために情報を社会に知らせ生かす努力が必要です。生かす意思が認められません。譲渡募集をして、動物を市民に知らせること、見せることである。

兵庫県動物愛護センターは、動物愛護法の「動物の命と共生」（2条基本原則）とは、真逆の存在です」（追加）

「兵庫県センターは長年に渡り、現在も尚『動物愛護はしない。社会のために動物を殺すことが私達の仕事』と言いながら、『法令に基づいて業務をしてい

る。』『人と動物のふれ合い活動をしている』『殺処分数は減少している』『やむをえないときのみ殺処分をする』というが、県民を欺く出鱈目な主張である。2012年法改正以前は1匹も出さなかった。事実は即日殺処分は本所、三木支所が圧倒的に多く、率先してしている。譲渡募集はしない。殺処分数が減少したのは引取頭数が少なくなったので、センターには動物を生かす思いも行為も認められません。県民を馬鹿にするのもいい加減にせよ、と言いたい」（追加）

事実は、兵庫県動物愛護センターは「犬猫殺処分センター」です。この様な違法、異常なことが無法に行われています。生かそうとせず、所有者にも隠す、譲渡先探しもしない。狂犬病に罹患していない犬猫を狂犬病予防法で殺し、遺失物法、動物愛護法に反する兵庫県条例は無効であり、ビーグル犬を法律に違反して（譲渡募集義務、「譲渡希望の可能性のある犬猫の譲渡募集をする義務」）違法な殺処分をした。

この問題は放置できない、あまりにも酷い、このような状況で今日の監査請求をさせていただきました。

監査委員の先生には、センターの客観的事実と法律を見て頂きたい。そこにおける不当、違法、不法を見ていただきたい。

動愛法の1条と2条を見ていただきたい。「動物の愛護は、生命尊重、友愛及び平和に資する」（1条）。動物に対する人との関係を見れば「その国の文化がわかる」、その社会の動物に対する対応が人間としての品格が分かる。

委員の先生には、その第1条をもう一度見返していただいて動愛法の精神を、そして動物愛護センターの上記の動物の命、ビーグル犬の殺処分の事実を見て頂き、是非とも『社会のため』兵庫県の殺処分センターの改善のために、正しい意見を出していただきたい。

以上が私の意見陳述です。